

令和6年6月27日

倉吉市長 広 田 一 恭 様

なだて村づくり協議会
会 長 坂 本

操



灘手地区要望書

(要望の主旨)

灘手地区住民の安全安心を図るため、地区内の道路の改修等の事項について、別添のとおり要望いたします。



令和6年度 灘手地区要望事項

I 道路に関する要望

1. 市道別所穴田線の改修について〈新規要望〉

市道別所穴田線のうち、県道202号(津原穴沢線)と接する起点から北東方面に向かう別所地内において、道路に沿って流れる水路側に路面が傾斜している区間や舗装が凹んでいる箇所、傷んでいる箇所が数カ所あることから、車両の走行や住民の歩行に支障が生じている。以上のことから、当該区間について早急に改修していただくよう要望する。



2. 市道鋤中央線の拡幅について〈新規要望〉

同じく県道202号と接する市道鋤中央線の起点から南方面へ約140mの地点は、左側には住宅が右側には石垣が迫っており、幅員が一番狭いところで約170cmしかなく、軽自動車であれば徐行でなんとか通過できるが、普通自動車では通過できない状況にある。

この地点より先の集落に行こうとする場合は、市道穴田鋤線を通行することになるが、同線沿いに立つ鋤公民館前辺りは、近年増加傾向にあるゲリラ豪雨でたびたび浸水し、道路部分と河川部分が判別困難な状態となり、通行する際に脱輪、落下等の危険をはらんでいる。

災害時や緊急時における緊急車両をはじめ、住民等が普通自動車で安全に通行できるよう、市道鋤中央線の狭隘区間について拡幅を要望する。

なお、道路の拡幅について、石垣の所有者は石垣が後退することについて同意している。



3. 県道倉吉由良線の車道拡幅及び歩道整備について〈新規要望〉

県道23号（倉吉由良線）の上神（有限会社プロトオート西側）と北面（北面バス停東側）の間は、一部区間で車道が狭い箇所があるとともに歩道がないことから、自動車や自転車の通行だけでなく、歩行者も危険を感じながらの通行を余儀なくさせられている。

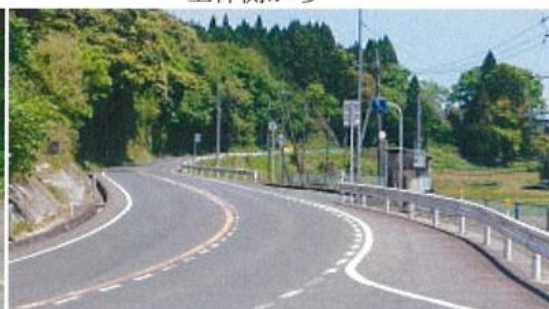
このことから、同区間の車道拡幅及び歩道の整備について強く要望する。



上神側から



途中の区間



北面側から

4. 県道津原穴沢線の法面整備について〈継続要望〉

県道202号（津原穴沢線）の以下の2箇所の法面については、雑草だけでなく大きく成長した樹木や竹がかなり繁茂しており、もはや地区住民の手に負えない状態になっている。

一部区間では、歩道を通行する歩行者の支障となっている箇所もあることから、早急に法面上部までの樹木等の伐採を要望する。

【整備を要望する区間】

- ①穴田別所間
- ②津原谷間



↑①

←②



5. 県道倉吉東伯線を横断する者の安全確保策について〈新規要望〉

半坂地内の県道151号（倉吉東伯線）は、南側（倉吉方面）も北側（東伯方面）も急な下り坂かつ見通しの悪いカーブ構造になっており、この道を歩行者が横断する場合には通行車両による事故の危険を感じながらの横断になっている。とりわけ、この県道の西側に住む高齢の住民は、東側にある半坂公民館やごみステーションに行く場合等に県道を横断しなければならず、下り坂で加速傾向の走行車両に注意を払いながらの横断とならざるを得ない状況である。

については、この県道を横断する者のために安全確保策を講じていただきたい。

具体的には、横断歩道と押しボタン式信号機の設置を要望する。この場合、南側（倉吉方面）から走行してくる車両のために、さらに予告信号機の設置を併せてお願いしたい（北側（東伯方面）からは見通しが良いので、予告信号機は不要と考える）。



北側（東伯方面から）



南側（倉吉方面から、上も）

ただし、この対策では、県道横断中における交通事故のリスクが完全になるわけではない。実現は相当に困難だと思うが、この場所を避けて迂回路を通していただくか、両岸を繋ぐ高架橋を架けていただくことが最善の策と考える。

Ⅱ 河川に関する要望

1. 大倉川護岸に空いた穴の補修について〈新規要望〉

県道151号(倉吉東伯線)と並行して流れる谷地内(灘手工業団地と道路を挟んだ反対側)の大倉川と同県道間の土地を、多面的機能支払交付金事業谷地区活動組織が管理しているところ、今年の作業の際に擁壁際に大きな穴(約100cm×約60cm)を発見した。同場所における今後の作業において住民落下の危険があるため、早急な補修を要望する。



Ⅲ 住環境に関する要望

1. 親水公園の整備について〈新規要望〉

子どもたちは水遊びが大好き。近くに気軽に遊べる水辺があればだが、今の河川では安心して遊ぶことができない。子どもたちが水と親しむことができる親水公園を、旧灘手小学校舎のすぐ北側を流れる阿部川に設けて欲しい。

IV 安心安全の確保等に関する要望

1. 災害時対策井戸（防災用井戸）の設置〈新規要望〉

平成28年10月に発生した鳥取中部地震（最大震度6弱）では、配水管の破損や道路内給水管の漏水を含め70件を超える被害が発生した。この中部地震以降、同等震度以上の地震は日本各地で12回発生（令和6年5月31日現在）しており、今年元日の能登半島地震では水道施設がほぼ壊滅状態のところ、その復旧はまだのところもあり、今もって給水を受けている住民がまだ多いと仄聞している。

8年前の鳥取中部地震と同等または同等以上の地震がいつふたたび発生してもおかしくなく、命の維持に繋がる水の確保策として、市の指定緊急避難場所や緊急避難場所となっている灘手コミュニティセンターや旧灘手小学校舎、灘手保育園の付近に「災害時対策井戸（防災用井戸）」の早急な整備を要望する。

なお、市には、令和7年度までに旧灘手小を含む13小学校にマンホールトイレを整備する計画があるが、この計画に合わせ（タシマボーリングHPから）せて、災害時対策井戸（防災用井戸）の整備を2005（平成17）年から進めている鳥取県さく井協会や鳥取県さく井技能士会の協力を得ながら設置を進めていただきたい。



2. ごみゼロ一斉清掃時の安全確保対策〈新規要望〉

「春のごみゼロ一斉清掃」や「ごみゼロ全市一斉清掃」は、県道、市道、農道等の沿線を対象区域として実施しているが、そのうち、地区内を通る3本の県道（県道23号（倉吉由良線）、県道151号（倉吉東伯線）及び県道202号（津原穴沢線））では、特に歩道のない区間で走行車両を気にしながらの活動、すなわち、交通事故のリスクと隣り合わせの活動となっている。

とりわけ、県道151号で活動を行う自治公民館の住人は、歩道がなく狭い路側帯を歩きながら、すぐ横をかなりの速度の自動車がすり抜けることがあるので、ビクビクしながら活動しているところである。

このことから、活動する住民の事故防止、安全確保のための方策を講じていただきたい。

方策案として、清掃区間の両端に設置する（例えば）「ごみゼロ一斉清掃活動中」と書かれた立て看板を作成していただくとともに、自動車から視認しやすい蛍光カラー（ショッキングピンク等）のビブス（背中に「ごみゼロ一斉清掃中」等の文字入れがあれば、より効果的）を、ある程度の枚数各自治公民館を貸与または提供していただくなど、安全確保策を講じていただくよう要望する。

できれば、10月第3日曜日に計画されているごみゼロ全市一斉清掃実施日までに調達していただければ有り難い。



立て看板(例)



反射ビブス

3. 旧灘手小体育館の下窓に網戸を設置〈新規要望〉

昨年3月末で閉校となった旧灘手小学校の体育館（屋内運動場）は、災害発生時における市の指定避難所のひとつになっているほか、平時は学校開放施設として、放課後児童クラブの児童や

保育園児、卓球やバレーボール等の各スポーツ団体ほか（それぞれ、子どもと大人を含め各20人前後の利用者）が、土日を含めほぼ毎日利用している。

初夏から晩秋の頃までの室温が高くなった日に冷房装置のない体育館内では、指定避難場所として使う場合でも、学校開放施設として利用する場合でも、体育館下の窓を開けて外気を入れ館内の気温を下げるようにする必要があるが、特に夜間では照明に引き寄せられて虫が館内に入り込んでくることから、体育館の東側と西側に計12枚ある窓すべてに網戸を設置することを要望する。



体育館東側



体育館西側

以上